

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年7月31日現在



(問合せ先)

持続化給付金事業
コールセンター
☎0120-115-570

※申請に関する情報は、地域の農林振興局水産担当や漁業協同組合でもご提供していますので、お尋ねください。

宮崎県漁業協同組合連合会
(海面) ☎0985-28-6111
6次産業化中央サポートセンター
(内水面) ☎03-6734-1260

宮崎県漁業共済組合
☎0985-27-6712

雇用調整助成金コールセンター
☎0120-60-3999
宮崎労働局助成金センター
☎0985-62-3125
九州農政局宮崎県拠点
☎0985-24-2365

学校等休業助成金・支援金
コールセンター
☎0120-60-3999
水産庁漁政部企画課
☎03-6744-2340

①全国水産加工業協同組合連合会
☎03-3662-2040
②(一社)大日本水産会
☎03-3585-6681

県水産政策課 企画流通担当
☎0985-26-7685

JF共水連九州事業本部宮崎支店
☎0985-27-6711
または、各漁協

(国税)各税務署
(県税)各県税・総務事務所
(市町村税)各市町村
(年金等)
市町村、各年金事務所

(上下水道)
市町村の水道担当部局
(電気・ガス・電話)
各事業者

経営安定

収入減少
経営継続
への支援

持続化給付金
(経済産業省)

個人事業者の場合
最大 100万円
法人の場合
最大 200万円

個人事業者、中小法人等を対象に、売上げが前年同月比50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金として
個人事業者は100万円以内
中小法人等は200万円以内を給付します。

経営継続補助金

補助率
4分の3(一部定額)
補助上限額
150万円

感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組について助成します。
※常時従業員数が20人以下の農林漁業者(個人・法人)が対象です。

積立ぶらす
(漁業収入安定対策)

「積立ぶらす」では、収入が減少した漁業者の経営を支えるため、漁業共済では対象にならない漁獲金額(生産金額)の減収を補填します。併せて、「積立ぶらす」について、国による漁業者の自己積立金の仮払いや契約時の自己積立金の積立猶予の措置があります。

雇用維持

雇用を維持する
対策

雇用調整助成金
(厚生労働省)

NEW

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った場合に、**休業手当、賃金等の一部を助成**します。
なお、休業手当が受けられなかった方に対しては、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が支給されます。詳しくはホームページ又はコールセンター0120-221-276まで。
※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

小学校等休業対応助成金
(厚生労働省)

臨時休業等した小学校等に通う子供の世話が必要な従業員に対し、有給休暇を取得させた**事業主に助成金を支給**します。

※雇用保険、労災保険の暫定任意適用事業所(被雇用者が常時4人以下の個人事業主等)の場合は、厚生労働省への申請前に農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。

水産業労働力確保緊急支援事業
技能実習生等に対する雇用維持支援等措置

①受入れ予定だった外国人技能研修生等の代わりに経験者等の国内人材を雇用した場合
②マルシップ制度の下でドック等の休漁期間中も外国人船員を継続雇用した場合
発生した掛かり増し経費を支援します。

農水産業における外国人材の定着促進事業
(雇用型漁業労働力安定確保対策事業)

外国人材が入国後に必要となる経過観察措置により、追加的に必要となる経費を支援します。

納付猶予

JF共済掛金の
掛金納付が厳しい

JF共済掛金の振替貸付

一時的に共済掛金の都合がつかないとき、その時点での返戻金の額をもとに算出した金額の範囲内で、共済掛金に相当する貸付を受けることができます(振替貸付のある契約を結んでいる方が対象)。

納税が厳しい
国民年金保険料等が
払えない

納税等の猶予
国民年金保険料等免除・納付猶予

税金：国税(所得税・法人税・消費税等)、県税(事業税等)、市町村税(固定資産税、住民税等)を一時に納付することができない方は、法令の要件を満たせば、**徴収の猶予又は換価の猶予**が認められる場合があります。
年金等：業務の損失や売上げ減少等により収入が相当程度下がった場合は、**国民年金保険料免除や厚生年金保険料の納付猶予**が可能になります。

上下水道料金や
電気・ガス、電話等の
支払いが厳しい

上下水道、電気、ガス、電話料金
等の支払い猶予

上下水道、電気、ガス、電話等の料金において、支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられる場合があります。
詳しくは、各事業者へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な支援の一覧

令和2年7月31日現在

(問合せ先)

資金の融資	当面の経営支援	漁業経営緊急対策資金 利子補給事業		融資限度額 600万円	融資利率 0%	融資期間 1年間	宮崎県信用漁業協同組合連合会 ☎0985-27-4177 県水産政策課 団体金融担当 ☎0985-26-7686
	長期の経営支援	NEW 漁業経営維持安定資金 (漁業経営持続化緊急支援事業)	漁業・養殖業者	融資限度額 【原則】 4,000万円～1億円	融資利率 0% (10年間：10年を超えると金利負担あり)	融資期間 原則10年間(特例で15年まで延長可) (据置期間は3年以内)	宮崎県信用漁業協同組合連合会 ☎0985-27-4177 県水産政策課 団体金融担当 ☎0985-26-7686
		NEW JFMBコロナ対策長期資金 (漁業経営持続化緊急支援事業)		融資限度額 特になし (目安:年間経費の12分の4程度)	融資利率 0%	融資期間 10年間(据置期間は3年以内)	宮崎県信用漁業協同組合連合会 ☎0985-27-4177 県水産政策課 団体金融担当 ☎0985-26-7686
		農林漁業セーフティネット資金 (日本政策金融公庫資金)		融資限度額 1,200万円又は 年間経営費用の12分の12以内	融資利率 0% (貸付当初5年間)	融資期間 15年間(据置期間は3年以内)	日本政策金融公庫宮崎支店 ☎0985-29-6811
		漁業近代化資金		融資限度額 【原則】 個人 9,000万円 法人 3億6,000万円	融資利率 0% (貸付当初5年間、上限額あり)	融資期間 5～20年間(据置期間は2～3年以内)	宮崎県信用漁業協同組合連合会 ☎0985-27-4177 県水産政策課 団体金融担当 ☎0985-26-7686
経営維持	出荷停滞等による飼育期間延長対策	頑張ろう、みやざき！ 養殖経営緊急支援事業(県)		魚を出荷できず飼育期間を延長せざるを得なかった場合、延長期間中の餌代の一部を支援。 対象魚種 海面養殖(ぶり・かんぱち・まだい・その他) 陸上養殖(ひらめ・とらふぐ・やまめ・にじます・あゆ・こい) 対象期間 令和2年5月1日から60日～最大150日間(魚種により異なります) 助成率 対象期間中の掛かり増し経費の4分の1以内(市町村の上乗せ助成がある場合は2分の1以内)	県漁村振興課 漁村振興担当 ☎0985-26-7147		
経営維持	水産物の調整保管対策	特定水産物供給平準化事業	輸出停滞等により需要や価格が下落し、生産面での調整が困難な水産物の買取・保管を行う漁業者団体(県漁連)等に対し、買取資金や保管料、運搬量が助成されます。	宮崎県漁業協同組合連合会 ☎0985-28-6111			
	漁場生産力の向上	資源・漁場保全 緊急支援事業	魚価の低下などにより休漁する漁業者自らによる漁場保全活動等を支援します。 例) 漁場の耕うん・清掃、藻場におけるウニ駆除、海水温の観測等の資源調査など	宮崎県漁業協同組合連合会 ☎0985-28-6111			
		NEW 養殖漁場環境保全 対策支援事業(県)	出荷滞留魚に対して養殖業者グループが行う漁場環境保全・防疫対策活動を支援します。 例) ハダムシ駆除、いけすの網換えなど	県水産政策課 資源管理担当 ☎0985-26-7635			
販売確保	産地直送支援	NEW 販売流通円滑化支援事業(県)	養殖魚の県外向けトラック活魚輸送に伴う経費の一部を支援します。	県漁村振興課 漁村振興担当 ☎0985-26-7147			
		宮崎のひなた水産物 お届けキャンペーン(県)	県内の漁業・養殖業者や水産物販売店がインターネット等で産地直送する商品にかかる送料を支援します。	宮崎のさかな ビジネス拡大協議会 ☎0985-28-6111			

このリーフレットについての問い合わせ先
水産政策課 ☎0985-26-7685
漁村振興課 ☎0985-26-7147

南那珂農林振興局
水産担当 ☎0987-23-4312
東臼杵農林振興局
水産担当 ☎0982-32-6135

詳しくは県庁HPへ

